

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
令和4年度第2回理事会議事録

1 招集年月日

令和4年8月22日（月曜日）

2 開催日時

令和4年9月16日（金曜日）午後5時00分から午後6時55分まで

3 開催場所

社会福祉法人東京都社会福祉事業団事務局第一会議室

※Web会議システムによる出席者は、自宅・職場等の各会場から出席

4 出席者（※Web会議システムによる外部会場からの出席者）

(1) 理事総数 9名

出席理事 8名

理事 山 岸 徳 男

理事 和 氣 康 太

理事 廣 川 理 恵 子※

理事 西 田 伸 一※

理事 佐々木 晶 堂

理事 田 中 公 彦※

理事 佐 野 宏 子

理事 林 直 樹※

(2) 監事総数 2名

出席監事 2名

監 事 齊 藤 一 紀※

監 事 石 村 光 代※

5 議長

理事長 山 岸 徳 男

6 議事録作成者

理事長 山 岸 徳 男

7 議 題

(1) 決議事項

第1号議案 令和4年度第二次補正予算（案）について

第2号議案 指定管理者への応募（案）について

第3号議案 日野療護園 旅客自動車による運送委託契約について

(2) 報告事項

ア 施設利用実績について

イ その他事案報告について

ウ コンプライアンス委員会の報告について

※ 以下の「8 議事の経過の要領及びその結果」における発言者は「出席者」と表記している。(理事長、業務執行理事、片瀬学園の園長である理事及び監事の職責としての発言をした場合の監事を除く。)

8 議事の経過の要領及びその結果

(1) 第1号議案 令和4年度第二次補正予算(案)について

議長の求めに応じ、事務局から、令和4年度第二次補正予算(案)及び令和4年度第二次補正予算(案)説明資料について説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問があった。

- 出席者から、積立金の取崩しに伴う補正について、将来の修繕に備えて収支をシミュレーションしておく観点から、積立金の額及び取崩額について質問があり、事務局から、修繕積立金及び備品購入積立金の合計額及び取崩額、また、その割合は15.1%であるとの回答があった。

質疑応答の後、第1号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(2) 第2号議案 指定管理者への応募(案)について

議長の求めに応じ、事務局から、指定管理者への応募(案)について、説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、障害児入所施設の指定管理について、今後、指定管理から外れる話はあるかとの質問があり、事務局から、今後ずっと指定管理者制度が続くか、当事業団が継続して指定されるかは分からないが、都のセーフティネットとして重度・最重度の方を受け入れていく公的な役割を果たす施設とされており、引き続き経営を任されるようしっかり取り組んでいきたいとの回答があった。
- 出席者から、応募計画の概要の重点的な取り組みについて、権利擁護(虐待防止)とあるが、権利擁護は就学の権利やサービスを受ける権利など、もう少し広い概念であるため、記載方法について再考した方がよいのではないかとの意見があった。

さらに、経営理念について、ノーマライゼーションという記述があるが、現在はソーシャル・インクルージョンという考え方に変わってきている、ま

た、尊厳を守るという記述があるが、人権と尊厳を守るという形で記述してはどうかとの意見があり、山岸理事長から、東村山福祉園の経営理念については、言葉の使い方や考え方を整理する必要があるとの回答があった。

さらに、出席者から、収支計画の収支について、大幅に増える経緯をより丁寧に説明する必要があるのではないかと意見があった。

- 出席者から、計画の概要の重点的な取り組みの権利擁護の記述について、「(5) 利用者の状態や意思に応じたケア・支援」の中にその内容が含まれているので、タイトルを「利用者の状態や意思を尊重したケア・支援」という言葉に変えれば、権利擁護の意識が十分に読み取れるのではないかと意見があった。

質疑応答の後、第2号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(3) 第3号議案 日野療護園 旅客自動車による運送委託契約について

議長の求めに応じ、事務局から、日野療護園 旅客自動車による運送委託契約について説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、契約額の積算根拠や内訳の提示がなく判断が難しいとして、バスの台数やその必要性及び業者の選定経緯について質問があり、事務局から、日野療護園では現在、通所生活介護の送迎委託は定員5名、ワゴン車2台で契約しているが、移転に伴い定員が5名から20名に拡大すること及び送迎エリアのシミュレーションからバス2台の追加が必要として設定し、仕様については、最重度の身体障害者が利用することから、車椅子の固定やリフト付であることを条件としている旨の回答があった。
- 出席者から、一般競争入札の流れと、金額以外の評価基準があるかについて質問があり、事務局から、入札参加業者については、審査委員会で他の福祉施設での実績や経営状態等について事前審査を行った上で入札を実施し、最終的には金額により、上位1社が落札したとの回答があった。
- 出席者から、契約の概要とプロセスについての説明について、簡単な資料を提示してはどうかとの意見があり、山岸理事長から、本日説明したことを資料にして各役員へ提供し、次回以降の理事会では、的確な情報を盛り込んだ資料を提示したいとの回答があった。

質疑応答の後、第3号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(4) 報告事項

山岸理事長から、社会福祉法第45条の16第3項の規定に基づき、職務執行状況について、報告があった。詳細については、佐野業務執行理事から、「施設利用実績について」、事務局から、「その他事案報告について」及び「コンプライアンス委員会の報告について」、資料に従い、説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問があった。

- 出席者から、利用実績について、児童養護施設の定員に対する利用実績が低い、都内の民間児童養護施設も状況は同じであり、定員まで受け入れるよう都から要請される状況であるため、人材確保の問題は最大限の努力をし、利用定員を活用できるよう努力して欲しいとの意見があった。
- 出席者から、事案報告について、事案に共通する問題として、ベテラン職員が独自の価値観の中で物事を進めてしまうなど、影響力の強い職員に対する今後の対策について質問があり、事務局から、若手職員向けには先輩職員が不適切な支援をした時への声かけの方法や、上司への報告のタイミング等、研修・グループワークを行うこと、報告・相談を受けた管理監督職の早期対応への課題としては、マネジメント力やガバナンスについて、中堅職員及びグループリーダー級研修の中で重点的に取組を強化していきたいとの回答があった。
- 出席者から、事案報告について、事故防止を目的として職員の適性評価を行っているかについて質問があり、事務局から、リスク管理については、各園でヒヤリハット事例を検討する取組みを行っており、また、職員の支援状況の把握については、支援記録をチーフやグループリーダーがチェックし、問題行動や支援上の悩みについて共有確認を進め、早期発見・早期対応に心がけているとの回答があった。また、山岸理事長から、怒りの対処方法や自分の感情を考えさせるアンガーマネジメント研修の実施、また、自分が当事者となった時に虐待に結びつかないようにするにはどうしたらよいか、個人で目標を立てる取組みも新たに実施しているとの回答があった。
- 出席者から、利用実績について、事情はあると思うが、数字上は採算ベースには乗っておらず、民間施設であれば施設の維持はできない。早急な課題として人員の確保と入所者を増やす努力は大事であるとの意見があった。

さらに、事案報告について、職員が十分いれば事故が起らなかったことも考えられることから、人を確保することが大事であり、努力していただきたいとの意見があった。

- 出席者から、事案報告について、ミトンの使用が認められている場面についてのマニュアルはあるかについて質問があり、事務局から、当該ミトンは当該職員が準備したものであり、ミトンに特化した記載はないが、身体拘束のケースについては必要な手続きとして最初に同意を取った上で、3原則を満たすかの確認、かつ期間が最大限短くなるように、手続き・手順は定められているとの回答があった。

以上、議長は議事がすべて終了した旨を告げ、午後6時55分に閉会した。